

広島市の子ども施策は何かにつけ政令市最低、全国最低レベルです。そのおもとにあるのが市の政策文書「子ども・子育て支援施策の充実にあたっての考え方」(以下「考え方」)です(全文は下記左)。3つの内容(右)、特に国の施策以上のことはしないという原理が、子ども施策を抑え込んでいます。

「考え方」全文

家庭内での子育て(「自助」)を的確に支援していくためには、「共助」、「公助」を充実していくという視点に立って関連施策の見直しを行う必要がある。その際、(1) 幼児教育、保育の無償化のように国民における公平性確保の観点から統一的に実施すべきものは、国の責任において適切に措置するよう要請していく。また、(2) 地域の実情等を踏まえた本市独自の施策展開として実施するものは、市民における公平性確保の観点から受益者の負担能力を考慮した適切な措置を行う。さらに、(3) 市内にある限られた経営資源を民間のノウハウを含め有効に活用していくことで、支援施策を全体として更に充実するとともに、将来にわたって安定的に運用できるようにする。
(下線と番号は編集部)

「考え方」に示された 3つの内容

「考え方」には3つの重大な方針が書かれています。

- (1) 要するに、国の施策以上のことはしない
- (2) 市独自の施策を行う場合は受益者負担とする(経済的配慮をとまなう)
- (3) 子ども施策は民営化、民間導入を促進する

行政が勝手に決めた方針に基づき「有料化」実施

この「考え方」は2020年11月6日の市行政経営改革推進本部会議で確認されたもので、議事録はありません。この文書には、決定した日付や機関名もなく、公文書としての体裁さえありません。市はこの「考え方」を、子ども施策を貫く基本的な考え方と位置付けていますが、「考え方」決定に当たって、有識者の意見を聞くこともなく、市民に意見を求めることも行われていません。議会へは報告のみで、承認を得たものではありません。

そして、行政が勝手に決めたこの「考え方」の具体化として、子ども医療費補助制度や就学援助制度の改定、そして放課後児童クラブの有料化が実施されました。財政的事情があった訳ではありません。利用料金の設定も財政事情ではなく、「考え方」に即して決めています。

「こども基本法」、「子どもの権利条約」に反する内容

この「考え方」は、子ども施策をもっぱら財政の観点からのみ見るもので、「こども基本法」で義務付けられた「子どもの権利条約」の視点がまったく欠落しています。私たちは、「考え方」の廃棄を求めます。そして、子ども施策の基本的考え方を策定するなら、憲法と子どもの権利条約を踏まえた「こども基本条例」などの制定を求めます。



6月9日の全国指導員学校西日本教室には、中国5県と兵庫・大阪から約800人の指導員が参加しました。写真は、広島市の指導員が提出したレポート発表の準備をすすめているところ。

広島市の学童保育・子どもあれこれ

- 学校給食の食材価格高騰に対し、広島市は、国の交付金を使って、保護者の給食費負担が増えないようにしています。給食費は2015年から据え置かれたままです。一方、全国では学校給食無償化が400自治体にひろがっています。
- 広島市学童保育連絡協議会(市連協)は定期総会を6月20日に開きました。会長に中村慶一さんを再任しました。
- 全国学童保育研究集会が10月25日(土)・26日(日)、福岡市を拠点に開かれます。現地参加とともにオンライン参加も可能です。保護者にとっては子育てを学ぶ機会であり、指導員にとっては多くの保育実践に触れる絶好の機会です。参加を呼びかけます。
- 不登校児のケアに介護休業制度が活用できる場合があると文部科学省が見解を出しています。「原因が疾病にあり、医師が2週間以上の自宅療養が必要」などが条件です。介護休業として仕事を休むことが可能になります。使いやすい制度にしていけることが必要です。